

## 葛飾区送迎保育ステーションモデル事業利用規約

### 第1条 (目的)

葛飾区送迎保育ステーションモデル事業（以下「本事業」といいます。）は、保育の必要性があり、保育所又は認定こども園に通園する家庭に対し、葛飾区（以下「区」といいます。）が送迎保育ステーションからの送迎等を実施することにより、児童の送迎に係る保護者の負担軽減を図り、送迎先の保育所及び認定こども園を利用する保護者の子育てと就労の両立に寄与することを目的とするものです。

### 第2条 (規約の適用)

- 1 この規約は送迎保育ステーションを利用し保育所等に通園する児童及びその保護者（以下「送迎保育ステーション利用者」といいます。）に適用されます。
- 2 送迎保育ステーション利用者はこの規約を遵守するものとします。

### 第3条 (事業主体)

本事業は、区が主体となり、委託して実施するものです。

### 第4条 (事業内容)

本事業は、児童を朝の送迎バス出発時刻まで送迎保育ステーションでお預かりし、送迎バスにて保育所等へ送り、保育所等の利用終了後に送迎保育ステーションへ送迎バスで送った後、保護者のお迎えまでお預かりをするものです。

### 第5条 (利用対象児童)

本事業を利用できるのは、次のいずれにも該当する児童となります。

- (1) 区内に住所を有する者
- (2) 区から保育認定区分2号又は3号の認定を受けた1歳児クラスから5歳児クラスまでの児童で、かつ保育必要量が保育標準時間の者
- (3) 送迎先の保育所等が、前号に掲げるクラス年齢の範囲内で、受入可能年齢の下限を設定している場合は、その年齢以上の者
- (4) 送迎先の保育所等に入所又は入所予定の者

### 第6条 (同意事項)

送迎保育ステーション利用者は、次のいずれにも同意するものとします。

- (1) 送迎保育ステーション利用開始に当たって  
利用開始前までに別途指定する連絡用のアプリケーション（以下「連絡アプリ」という。）への利用登録を必ず行ってください。連絡アプリは、送迎保育ステーションの出欠確認、

災害時等の送迎バスの運行状況配信に使用します。

(2) バス運行について

ア 送迎バスの運行は、朝・夕の定められた時間の一日一往復となります。日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日をいう。）の運行はありません。また、送迎先の保育所等が休園日の場合はご利用できません。

イ 自然災害（地震・台風・雪・大雨洪水・強風など）により、送迎バスの運行ができない場合があります。その場合は、連絡アプリにてお知らせをするほか、送迎保育ステーション内でも掲示します。

ウ 送迎バスは、交通道路事情その他天候などの状況により、運行に遅れをきたす場合があります。

(3) 送迎保育ステーションのルールについて（一般）

ア 送迎保育ステーションの利用に当たっては、自分でリュック等の荷物を持って歩くことができ、送迎中のバス車内のシートに座っていられることを前提としておりますので、この前提に当てはまらない場合は、第 5 条の利用対象児童の要件を満たしていても利用することができません。

イ 送迎保育ステーションへの登降園は、保護者同伴で行ってください。

ウ 園の行事、お休み、遅刻、早退などにより予定している利用時間に送迎保育ステーションへ登降園ができない場合、保護者の方が保育所等へ送迎を行う場合（朝・夕のどちらかの場合含む）等は、必ず送迎保育ステーションに対し、朝は当日 7 時 30 分までに、夕方は当日 15 時 30 分までに連絡アプリにて連絡してください。また、送迎先の保育所等にも欠席や登降園時刻の変更が可能な時間までに、送迎先の保育所等所定の連絡方法にて保護者から直接連絡をしてください。

エ 送迎バスは、送迎先の施設ごとに決められたルートにより決められた時間を目安に運行します。乗り遅れることのないように、送迎保育ステーションに児童をお預けください。

オ 朝の送迎バスの出発時刻に間に合わずに乗り遅れた場合には、保護者が保育所等までお送りください。

カ 保護者の緊急連絡先や住所、勤務先などの変更がありましたら、速やかに送迎保育ステーション及び保育所等に申し出てください。

キ 送迎バスは児童を送迎する目的で運行するものです。大きな荷物・保育所等での工作物・現金はお預かりすることができません。また、服薬中の薬を預かることもできません。

ク 全ての持ち物には目で見えてわかる場所に保育所等名及び利用児童名を記名してください。

ケ 保育所等へ送迎保育ステーションの職員から健康状態等をはじめとした口頭での

伝言・伝達は原則できません。連絡帳又は電話など保育所等の指定の方法により、保護者の方から直接保育所等へご連絡ください。

コ 保育所等と保護者の方との直接的な関わりは児童の成長のために欠かせないものです。週に1回以上は保育所等に直接送迎することとし、保育所等の先生と情報の共有をしてください。出向く頻度などは、保育所等とご相談ください。

サ 送迎保育ステーションの開所時間は午前7時から午前8時まで及び午後5時から午後8時までとなります。なお、午後6時から午後8時までは延長利用扱いとなります。

シ 送迎保育ステーションは公共施設内で運営されるものです。エントランス等の施設共用部分も含めて、施設の利用ルールを遵守していただきます。

ス 送迎バス乗降場所や乗降場所に繋がる出入口は、施設の管理上、関係者以外立ち入り禁止となりますので、当該場所付近での保護者による見送り等はできません。

セ 送迎の時間等のルールを遵守できない場合は、送迎保育ステーションの利用ができなくなります。

#### (4) 送迎保育ステーションのルールについて（児童の健康状態）

ア 朝、送迎保育ステーションに児童を預ける際に、必ず児童の健康状態を送迎保育ステーションの職員に申し出てください。児童の健康状態が優れない場合及び感染症の疾病中は送迎保育ステーションの利用はできません。

イ 送迎保育ステーションへ登園してから朝の送迎バス乗車までの間に、児童の健康状態が悪化した場合は、朝の送迎バスに乗車できませんので、速やかにお迎えをお願い致します。

ウ 送迎先の保育所等での保育中に、児童の健康状態が悪化した場合、夕方の送迎保育ステーション利用はできません。送迎先の保育所等から連絡しますので、保育所等へ直接お迎えをお願いいたします。

エ 送迎中の車内において児童の健康状態が悪化した場合は、保育所等に預けることができません。その場合、送迎保育ステーションより連絡しますので、送迎保育ステーションへのお迎えをお願いいたします。

オ 送迎中の車内において、嘔吐等の他児童への感染拡大が懸念される症状が見られた場合、症状の見られた児童のほか、同乗している児童も保育所等に預けることができません。その事象が発生した時点で、送迎バスは送迎保育ステーションに引き返すこととなります。その場合、送迎保育ステーションより連絡しますので、送迎保育ステーションへのお迎えをお願いいたします。

カ 感染症による保育所等の欠席明けに、送迎保育ステーションを利用する場合の利用可否は、送迎先の保育所等の登園可否規定に準拠します。送迎先の保育所等に提出する証明書等は、送迎保育ステーションにも写しをご提出ください。

(5) 送迎保育ステーションの利用者負担額について

- ア 送迎保育ステーションの利用者は、運営に要する費用の一部を実費相当（以下「利用者負担額」という。）として負担していただきます。
- イ 利用者負担額の支払いは月単位とし、午前7時から午前8時まで及び午後5時から午後6時までを基本料金、午後6時から午後8時までを延長料金としてお支払いいただきます。
- ウ 利用者負担額の支払方法及び支払期日は別途区が定める方法及び支払期日までにお支払いください。
- エ 基本料金は、月の利用日数にかかわらず月額2,000円となります。月の途中で送迎保育ステーションの利用を終了又は取消しとなった場合においても、原則として日割りによる料金の計算はいたしません。
- オ 延長料金は、送迎保育ステーション利用申請時に日額又は月額を事前に選択していただき、利用した月の料金をお支払いいただきます。また、延長料金の日額又は月額の区分を変更する場合は、変更を希望する月の前月20日（20日が閉所日の場合は翌開所日）までに送迎保育ステーションに申し出てください。
- カ 延長料金は日額の場合は1日当たり400円、月額の場合は利用日数に関わらず6,000円となります。月額での利用時において、月の途中で送迎保育ステーションの利用を終了又は取消しとなった場合においても、原則として日割りによる料金の計算はいたしません。

第7条 （利用申込）

- 1 送迎保育ステーション利用の申込みは、葛飾区指定の「葛飾区送迎保育ステーションモデル事業利用申込書（第1号様式）」に必要事項を記入の上、子育て政策課までご提出ください。
- 2 送迎保育ステーションの利用の可否は、「葛飾区送迎保育ステーション利用承諾通知書（第2号様式）」又は「葛飾区送迎保育ステーションモデル事業利用不承諾通知書（第3号様式）」により通知いたします。
- 3 前項の通知により利用不承諾となった方で、第1項による利用申込み時に、「送迎保育ステーションが落選した場合の保育所選考の取扱」において、「送迎保育ステーションの空き待ちをし、送迎保育ステーションが利用できるまで保育所選考に進まない」を選択された方については、利用申込みをした年度内に限っては、利用申込書を再提出する必要はありません。翌年度以降も継続して空き待ちをする場合は、翌年度に利用申込書を再度提出していただきます。
- 4 第1項による利用申込み時に、「送迎保育ステーション落選時の申込書の取扱」において、「年度内は有効とする」を選択された方については、年度内に限り申込書の再提出は不要となりますが、翌年度以降も継続して利用を希望される場合は、第1項による利用申

込みを、翌年度に再度行う必要があります。

- 5 保育所等への未入所者の場合については、保育所等利用調整を行った結果、保育所等への入所に至らなかった場合には送迎保育ステーションを利用できません。
- 6 送迎保育ステーションの利用申込内容に変更が生じた場合や利用を中止する場合は、希望する月の前月 20 日（20 日が閉所日の場合は翌開所日）までに、変更の場合にあっては「葛飾区送迎保育ステーションモデル事業利用申込書（第 1 号様式）」を、中止の場合にあっては「葛飾区送迎保育ステーションモデル事業利用中止届（第 4 号様式）」を、それぞれ子育て政策課までご提出ください。
- 7 年度を超えて利用を継続する場合は、「葛飾区送迎保育ステーションモデル事業利用申込書（第 1 号様式）」を毎年度 2 月末日までに子育て政策課までご提出ください。
- 8 利用申込多数の場合、別に定める基準表に基づき、順位の高い方から順に利用者を決定します。
- 9 利用決定後に送迎保育ステーション運営事業者による面接を行います。面接の結果、利用児童の身体的状況等から十分な安全確保が困難であると判断された場合その他送迎保育ステーションの利用が不適當であると判断された場合は、利用をお断りする場合があります。
- 10 利用申込（新規・変更・継続）に当たっては、葛飾区送迎保育ステーションモデル事業利用申込書（第 1 号様式）に記載の情報や利用承諾に関する決定内容等の事業運営上必要な情報について、葛飾区役所保育課、送迎先となる保育所等及び送迎保育ステーション運営事業者へ情報を提供することに同意するものとします。また、停止又は取消しに当たっても、同様に葛飾区役所保育課、送迎先対象となる保育所等及び送迎保育ステーション運営事業者へ情報を提供することに同意するものとします。

## 第 8 条 （利用の制限）

送迎保育ステーション利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の利用を認めない、又は利用期間中であっても利用を中止又は休止する場合があります。

- (1) 第 5 条の要件を満たさなくなった場合
- (2) 慣らし保育期間の場合
- (3) 送迎保育ステーションの指示に従わない場合
- (4) 利用児童及び他の利用児童の安全を確保することが困難である場合又は困難であると予見される場合
- (5) 申込内容が事実と異なる場合
- (6) 送迎保育ステーションの利用者負担額の滞納がある場合
- (7) その他、区長が送迎保育ステーションの利用を不適當と認めた場合

第9条 （事故・怪我について）

本事業で児童に事故又は怪我がある場合には、区又は送迎保育ステーション運営事業者が加入する保険の範囲内において対応いたします。

付 則

この利用規約は、令和6年11月1日から施行します。